



国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32) 8895

栃木年金事務所
☎0282 (22) 4131

公的年金等の扶養親族等申告書について

老齢年金は、老齢または退職を支給事由とする年金のことで、所得税法により、雑所得として所得税と復興特別所得税がかかります。

所得税の課税対象となる方は、各種控除を受けるために、令和2年度分の扶養親族等申告書を日本年金機構に提出する必要があります。

なお、障がい年金・遺族年金には、税金はかかりません。

公的年金等の扶養親族等申告書の送付

日本年金機構は、毎年所得税の課税対象となる方に、扶養親族等申告書をお送りしています。令和2年度分は9月下旬に送付しました。

送付対象者は、所得税の課税対象者で、65歳未満の方は108万円以上、65歳以上の方は158万円以上の老齢年金を受け取られた方です。

また、退職共済年金（JR、JT、NTT、農林共済）の受給者で、老齢基礎年金が支給されている方については、80万円以上の退職共済年金を受け取られた方です。

扶養親族等申告書を棄損または紛失された方は、日本年金機構のホームページから印刷できます。

■提出期限 10月31日(木)

※期限が過ぎてしまった場合も、すみやかに提出をお願いします。

■提出先 〒119-0314 日本年金機構中央年金センター 宛

※この郵便番号は扶養親族等申告書の提出専用ですので、住所の記入は不要です。

※市役所ではお預かりできませんのでご注意ください。

扶養親族等申告書の記入方法

令和2年度分扶養親族等申告書をもとに、控除対象配偶者や控除対象扶養親族の氏名等を確認しますので、楷書体のわかりやすい文字でのご記入をお願いします。

前年に申告書を提出された方で、今回の申告内容に変更がない方は、申告書左上にある、「前年から変更なしで申告します」に丸をつけ、署名、捺印のうえ提出してください。その他の項目は記入不要です。

お問い合わせダイヤル

扶養親族等申告書についてご不明な点は、お問い合わせダイヤルにご相談ください。

☎0570(081)240

※050で始まる電話からは、

☎03(6837)9932 におかけください。

- ・月曜日 午前8時30分～午後7時
- ・火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(月曜日が祝日の場合、翌日は午後7時まで)
- ・第2土曜日 午前9時30分～午後4時

扶養親族等申告書に関するQ&A

Q 扶養親族等申告書とはなんですか？

A 老齢年金に課税する所得税や復興特別所得税の計算を行うために必要なものです。

Q 夫婦で年金を受けています。この度、夫婦それぞれに扶養親族等申告書が送付されてきましたが、長男をそれぞれの扶養控除の対象とすることはできますか。

A 同一の子を扶養控除の対象とできるのは、夫か妻のどちらか一方だけです。

Q 扶養親族等申告書の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の欄は、いつの時点の情報を記載するのですか？

A 扶養親族等申告書に記載する控除対象配偶者・控除対象扶養親族・障がい者等に該当するかどうかについては、申告書を提出する日の時点の情報を記載してください。

なお、所得金額は、申告書を提出する日の時点で見積った、平成31年中の合計所得額を記載してください。また、年齢は、令和元年12月31日時点のものを記載してください。

Q 申告書を提出しなかったらどうなるのですか。

A 申告書を提出すると、該当する控除が受けられ、税率が5.105%になります。しかし、提出しないと、各種控除を受けることができないうえ、税率が10.21%になり、申告書を提出した場合に比べ、多くの所得税が源泉徴収されます。

たとえ控除対象となる配偶者や扶養親族がいなくても税率は5.105%になりますので、必ず提出してください。

